

# 国立大学法人鹿屋体育大学人事マネジメント方針

令和 4 年 1 月 2 6 日  
学 長 裁 定

国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の理念を実現するため、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成 31 年 2 月 25 日文科科学省）」を踏まえ、組織の活性化に資する望ましい人的基盤のあり方と構成員の能力を最大限に発揮させる公正かつ適切な人事制度を確立し、ダイバーシティの確保を含めた、総合的な人事マネジメント方針を定める。

## 1. 教職員に求められる人材像

### (1) 教員

- ① 国内外において評価されうる顕著な研究業績をあげること。
- ② 教養教育と指導力養成に優れた業績と教育力・競技指導力を持つこと。
- ③ 国際的に優れた競技成績を達成する高い指導力を持つこと。
- ④ 学生のスポーツ・研究に関する知識や技能を高めるとともに、その成果が科学的、経験的に再現可能な形で継承しうる成果をあげられること。

### (2) 教員以外の職員

- ① 大学の目標・理念を理解し、教職協働により職務を円滑に遂行する能力と自己研鑽する意欲を持つこと。

## 2. 教職員の選考等の基本原則

教職員の採用に当たっては、多様な人材の確保等のため若手・女性・外国人等を積極的に採用する。

### (1) 教員の選考等

- ① 教員の選考（採用及び昇任）に当たっては、研究能力あるいは実務経験、教育経験及び教授能力等を有し、かつ、人格、識見、教育研究業績及び受賞経験、社会における活動歴等を総合的に判断して行う。
- ② 教員の昇任に当たっては、当該教員の教育研究分野が、大学の教育課程上又は業務戦略上重要であり、併せて重点を置く職務に関する能力・実績が顕著であること。

### (2) 教員以外の職員の選考等

- ① 常勤職員の選考（採用及び昇任）に当たっては、幅広い視野を持ち、複雑化する社会の変化に柔軟に対応できる有為な人材の確保に努める。
- ② 非常勤職員の選考に当たっては、組織の活性化と効果的・効率的な業務運営を図るため、年齢・性別に偏ることなく業務上必要な能力を有する人材の確保に努める。

## 3. 教職員の選考方法

教職員の選考方法は、客観性、透明性及び公平性を高めるため、その基準を明確にするとともに、その公開に努める。

#### (1) 教員の選考方法

- ① 教育・研究能力の判定に際しては、教育及び研究目標、授業方法の工夫等に関する意見の提出、面接の実施等、多様な方法を活用する。
- ② 広く優秀な人材を確保するため、原則として公募制とする。

#### (2) 教員以外の職員の選考方法

- ① 原則、試験又は面接によるものとし、試験の成績、業務実績又はその他必要な能力の評価に基づいて行う。

### 4. 学長の役割

学長は、教職員の人事全般を統括する。

### 5. 人員管理

#### (1) 教員の人員管理

- ① 学内共同研究体制を強化するため研究者の戦略的人員配置を実施する。
- ② 新規採用者には原則、競争的資金等を活用した混合給与制度を盛り込んだ年俸制を適用するとともに年俸制の移行を推奨する。
- ③ 教育、研究、産学連携活動等の推進に必要な人材を確保するため、民間企業や国内外の教育研究機関とのクロスアポイントメントを活用する。

#### (2) 教員以外の人員管理

- ① 中期目標・中期計画を踏まえた業務遂行のために必要なポストの新設や組織機能の充実を図る。
- ② 事務職員については、職階に応じた他機関等との人事交流を促進し、組織の活性化を図る。また、学内外の課長職以上へのキャリアパスを示すとともに、適材適所の配置を行う。

### 6. 人材育成

- (1) 教職員の能力向上及び意識改革を図るため、学内においてFD（ファカルティ・ディベロップメント）、SD（スタッフ・ディベロップメント）を計画的に推進するとともに学外機関で実施される研修にも積極的な参加を促進する。
- (2) 教職員の教育、研究、管理運営に関する能力及び資質等の向上を図るとともに、本学の教育研究の発展に資することを目的として、職務の全部又は一部を一定期間免除し、その代替・支援措置を行う。
- (3) 本学の経営を担う人材の計画的な育成については、法人経営人材の育成方針により行う。

### 7. 人事評価

- (1) 教職員の人事評価は、公正かつ透明性の高い適切な評価制度により行う。
- (2) 人事評価の結果は、教職員の処遇に適切に反映させ、大学組織の活性化に繋がるよう効果的に活用する。
- (3) 人事評価に係る評価制度は、適宜、必要な改善を図るものとする。

附 則

1. この方針は、令和4年1月26日から施行する。
2. 人事マネジメント方針（平成27年3月19日教育研究評議会了承）は、廃止する。